

株式会社 直島文化村 身だしなみ規程【男性】

当社で働くにあたっては、雇用区分に関わらず、原則、清潔であり、社会人としての常識の範囲内の身だしなみを心掛けるものとし、詳細な定めは所属部署・職種によって以下の通りとします。
尚、判断に迷った場合は自己判断せず、上長に確認してください。相応しくないと判断される場合には上長の指示で是正を求めることもあります。

2025/4/1改定

社外秘

分類	主管部門	宿泊部		料飲部		ショップ		つつじ荘	アート 家プロ	美術館	GR部		業務企画	施設管理				
	職種	フロント※	キーパー	バス	ゲート	サービス	厨房				店舗運営	開発・EC			ツアーデスク	広報		
服装	制服を支給されている 場合の取扱い	・制服は大切に扱うとともに、常に清潔にし、汚れやシミがついたものは速やかにクリーニング、もしくは洗濯する ・制服を着用したままでの私用外出は禁止																
	服装に関する全般	・ボタンが取れたり、破損したものは修理し、身体に合ったサイズを着用する ・私服を着用する部署も、清潔感のある物を着用する																
	その他詳細	・ズボンは折り目をはっきりつけ、常に清潔で プレスされたものを着用する ・制服着用時は原則、支給されたシャツを着 用する(尚、やむを得ない事情で私物を着用 する場合は、長袖の白いワイシャツを着用する この時、クレンジック・ボタンダウンは不可とする) ・ネームプレートは常に左胸にまっすぐ着け、 ソムリエバッジのような会社で認められたもの 以外は着けない ・制服のベストはジャケットの内側に着用、ゲ ストの前では必ずジャケットを着用すること	・会社支給の物を着用す る	・原則、会社支給の物を 着用する ・白いポロシャツ(半袖・ 長袖) ・ベーシックな紺のパンツ ・冬場は紺色系のジャン パー式防寒着	・原則、会社支給の物を 着用する ・白いポロシャツ(半袖・ 長袖) ・ベーシックな紺または カーキのパンツ ・冬場は紺色系のジャン パー式防寒着	・ズボンは折り目をはっきり つけ、常に清潔でプレスされ たものを着用する ・制服着用時は必ず会社支 給のワイシャツを着用する ・ネームプレートは常に左胸 にまっすぐ着け、ソムリエ バッジのような会社で認めら れたもの以外は着けない ・社章は黒服はジャケットの フラワーホールに着け、一般 社員はネクタイに着ける ・胸ポケットにペンを入れな い		・トップスは販売促進の為 ショップ販売商品のTシャツ、 または会社支給の制服を着 用 ・パンツ、エプロン、インナー は、会社支給の制服、また は黒無地のものを着用 ・カーディガン着用の場合は 黒無地、腰骨丈までの物の み可 ・本村LAのみ冬季はシンプ ルなナイロンコート着用可 ・出張・社外打合せ時はその 場に適した服装を着用する	・落ち着いた色合いのシ ンプルな服装とする ・出張・外出時、社外打 合せ時はその場に適し た服装を着用する ・ノーズリーブ、ジーンズ 不可 ・身体を動かす作業があ る場合は、作業に適した 衣類を着用する	清潔感のある以下の私 服を着用する ・トップスはポロシャツ・T シャツ ・無地のパンツ(ジーンズ 可) ・夏場のショートパンツ不 可 ・名札を着用する	・トップスは会社支給のT シャツを着用する ・冬は防寒着を着用する ・会社支給のTシャツ以 外は、落ち着いた色合い の服装にする	・ジャケットは会社支給 のものを着用する ・冬は防寒着を着用する ・会社支給のTシャツ以 外は、白・黒の無地の服 装にする	・落ち着いた色合いのシ ンプルな服装とする ・出張・外出時、社外打 合せ時はその場に適し た服装を着用する ・ノーズリーブ、ジーンズ 不可 ・身体を動かす作業があ る場合は、作業に適した 衣類を着用する	・落ち着いた色合いのシ ンプルな服装とする ・出張・外出時、社外打 合せ時はその場に適し た服装を着用する ・ノーズリーブ、ジーンズ 不可 ・Tシャツは、瀬戸芸 公式Tシャツおよびショッ プで販売している自社製 品は可。 ・身体を動かす作業があ る場合は、作業に適した 衣類を着用する	・原則、会社支給の作業 服を着用する ・私服の場合は作業しや すく、かつゲストと遭遇し ても見苦しくない程度の 服装とする ・夏場の屋外作業は帽 子着用を必須とする ・原則長袖長ズボン ・作業に必要な場合に限り、ニッカボッカ可とする			
靴		・黒革の紐靴又はモンクストラップタイプを着 用 ・極端につま先の長いものや底の厚いタイプ は不可 ・常に磨いてかかとなどの手入れをしておくこ と	動きやすいベーシックな スニーカー	・黒い運動用の靴 ・スニーカーは不可	ベーシックなスニーカー	・黒革の紐靴又はモンクスト ラップタイプを着用 ・極端につま先の長いもの や底の厚いタイプは不可 ・常に磨いてかかとなどの手 入れをしておくこと	黒い調理用の靴を着用 スニーカーは不可	黒無地フラットシューズ	・黒無地フラットスニー カー・ベーシックな色の 革靴を着用 ・サンダル不可	ハウスキーパー作業に 適したスニーカーまたは フラットシューズ	動きやすい靴 サンダル不可	・黒無地フラットスニー カー・黒色の革靴を着用 ・サンダル不可 ・ヒール不可 ・足音が出ない靴・	動きやすい靴 サンダル不可	動きやすい靴 サンダル不可	動きやすい靴 サンダル不可	原則支給する安全靴 私物の場合は作業に支 障のない安全性が確保 された靴		
靴下		・黒、チャコールグレー、ネイビーの靴下 ・同色のワンプointは可 ・短いものやスポーツソックスは不可	白の汚れない靴下	靴の色に合うベーシック な色の靴下	ベーシックな色の靴下	・黒、チャコールグレー、ネイ ビーの靴下 ・同色のワンプointは可 ・短いものやスポーツソッ クスは不可	黒無地のソックスのみ可 短いものは不可	単色無地、目立たない色 のものを着用			無地		目立たない色のものを着用		目立たない色のものを着 用			
顔		・ひげは常に剃っておく ・口ひげ・あごひげは禁止 ・カラーコンタクトレンズは不可 ・日焼け、雪焼けは見苦しくないように気をつける ・耳をきれいにし、鼻毛のカットも行なう過度に手入れし細い眉毛にはしない																
眼鏡		・眼鏡のフレームはシンプルなものを使用する ・派手な色、太いフレームなど目立つデザインのカジュアルなものや、ロゴの目立つものは不可 ・眼鏡の曇(つる)の幅は7mm以内、フレーム枠は2mm以内 ・サングラスは不可																
エチケット		・口臭、体臭に注意する ・食後やタバコを吸った後には歯を磨き、手を洗う ・過度な香水やコロンの使用はしない																
通勤時		・華美ではなく清潔な服装を心掛ける ・破れたジーンズ、半ズボン、サンダルなどのカジュアルな服装は着用しない ・ユニフォーム着用も可とする(但し、上長の許可がある場合で、上に何か羽織ることを前提とする)																
社内マナー		・バックスペースでスタッフを見かけた場合、朝(～a.m.10:00)は「おはようございます」、それ以降の場合は「お疲れ様です」と挨拶する ・細かな社内マナーは、直島文化村の教科書を参考にする																
頭髪		・清潔を心掛ける ・襟足はシャツの襟にかからない。もみあげを耳の真ん中より長くは伸ばさない ・白髪染め以外のカラーリング、過度なパーマは不可 ・常に整髪料を使い、髪髪の毛の乱れがないようにまとめること									・清潔を心掛ける ・社会人として常識の範 囲内でセットする				フロントの規程に準ずる		・清潔を心掛ける ・社会人として常識の範 囲内でセットする	
		【良い例】 																
爪		・常に短くカットし、清潔に保つ ・過度のネールポリッシュ(爪磨き)は禁止																
アクセサリ	結婚指輪の着用	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	腕時計の着用	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	時計の種類	ハウスキーパーを除いて、シンプルな時計を 着用すること。華美な時計やダイバースウォッ チなどの目立つデザインの時計は不可、革 製・金属製のベルトは可。ラバーベルトは不 可。ヘッドは42mm以下のもの																
	ピアス・ネックレス・ブレ スレット・結婚指輪以外 の指輪の着用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
カフス	カフスボタンの着用	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×		

※フロント職種には、予約・ベルを含む。